

答 申

第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

香川県知事（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定により非公開とした部分のうち、実施機関が公開することとした部分を除き、非公開としたことは妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和3年9月3日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（防災・安全社会資本整備交付金）県道丸亀詫間豊浜線（多度津西工区）道路整備工事（仮称：多度津トンネル）（以下「本件工事」という。）を対象にした評価点内訳等

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求のあった行政文書として、次の文書を特定し、令和3年9月16日付けで、（1）については公開決定、（2）については別表の「公開しない部分」が「公開しない理由」に該当するとして一部公開決定（以下「本件処分」という。）、（3）については行政文書が不存在として非公開決定を行い、審査請求人に通知した。

（1）本件工事に係る総合評価方式における加算点の評価結果表

（2）本件工事に係る総合評価委員会資料のうち「技術評価結果」（以下「本件行政文書」という。）

（3）本件工事に係る

- ・技術者ヒアリングに係るヒアリング時の説明内容、質問項目、評価内容、コメント、備考などを整理した帳票一式
- ・評価点内訳を作成するために作成若しくは取得された行政文書一式（技術審査を支援する業務の成果品（仮納品も含む）も含む）

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年11月15日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、条例第5条の規定により令和3年9月3日付けの行政文書公開請求書にて実施機関に対して行政文書の公開を請求した。

実施機関からは、令和3年9月16日付け3道路第39316号の行政文書公開決定通知書、行政文書一部公開決定通知書及び行政文書非公開決定通知書に記載する処分を受けた。

- (2) 実施機関は、公開しない部分のうち「②評価点内訳、評価の考え方、評価」についての公開しない理由を「各法人の評価結果については、法人にとって秘匿したい情報であると認められるとともに、提案内容の不採用が公にされることにより、当該提案内容に対する評価のみにとどまらず、当該法人全体に対する評価等に影響を与えるおそれがあり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第7条第2号該当）」としている。

- (3) しかしながら、各法人の評価結果については上記（1）の行政文書公開決定通知書にて提案内容の採用・不採用の結果たる得点が公開されており、実施機関の公開しない理由との間で齟齬がある不当な処分であるから、条例第7条行政文書の公開義務の規定に違反しており、違法である。

- (4) また、実施機関は「当該法人全体に対する評価等に影響を与えるおそれがあり」と理由を記載されているが、「おそれ」の有無について、当該行政文書の個別具体的な記載文言等から当該法人等の地位がどのように害される蓋然性があるのかが明らかにされていない処分である。さらに、「その他の正当な利益」についても同様に明らかにされていない処分であるから、条例第7条行政文書の公開義務の規定に違反しており、違法である。

- (5) あわせて、実施機関は入札手続きを通じて公開していた入札公告に記載されていた内容と思われる部分であっても非公開としている処分であるから、条例第7条行政文書の公開義務の規定に違反しており、違法である。

- (6) 本件処分により、審査請求人は、条例第5条公開請求権を侵害されている。

- (7) 以上の点から、本件処分の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。

3 反論書による主張

反論書において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、実施機関から交付された行政文書の写しのうち、一部については、非公開情報とした理由が弁明されていない。実施機関には、確認の上、再弁明を求める。

第4 実施機関の説明の要旨

弁明書による説明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件行政文書のうち「各法人等からの提案内容」及び「「評価の考え方」のうち各法人等の知的財産に当たる部分」について

技術提案書に記載されている具体的な提案内容や記載方法等は法人等ごとに大きく異なっており、当該法人等が日々の企業努力を積み重ねて得た技術的・経営的ノウハウ等を結集して作成しているものと認められ、各法人等の独自の知的財産に当たるものと言うことができる。このような情報を公開することは、仮に法人等の名称を除いたとしても、各法人等の知的財産を公にすることである。

また、以後の同様の入札において、競合他社等が労せず他社の提案内容を模倣して技術提案を作成することが可能となるため、対抗的な事業活動等を行うことが可能となる。

なお、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第9条に規定されている「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成17年8月26日閣議決定）」に示されているとおり、発注者は、各法人等の提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容が他者に知られることのないよう留意する必要がある、香川県土木部が発行する「総合評価方式（工事）の手引」においても、技術提案に関する秘密の保持について規定されている。

また、評価の考え方には、各法人等からの提案内容や提案内容が推察される内容が整理、記載されている部分があるため、このような情報を公開することも、仮に法人等の名称を除いたとしても、各法人等の知的財産を公にすることである。

以上のことから、「各法人からの提案内容」及び「「評価の考え方」のうち各法人の知的財産に当たる部分」については、条例第7条第2号本文の各法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が侵害される情報に該当するため、非公開情報に該当する。

- 2 「「評価の考え方」のうち各法人の知的財産に当たらない部分」及び「評価点内訳、評価基準及び評価」について

本件処分においては、「「評価の考え方」のうち各法人の知的財産に当たらない部分」及び「評価点内訳、評価基準及び評価」については、各法人等にとって秘匿したい情報であると認められるとともに、提案内容の不採用が公にされることにより、当該提案内容に対する評価のみにとどまらず、当該法人全体に対する評価等に影響を与えるおそれがあり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当すると判断して、非公開と

したところである。

しかし、その後の検討により、当該部分については、公開した場合に各法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして条例第7条第2号の非公開情報に該当するものとまではいえないと判断するに至ったところである。

3 審査請求人の第3の2（5）及び（6）の主張について

入札公告に記載されていた内容については、非公開としておらず、条例第7条本文の公開義務に違反しているとする審査請求人の主張は、該当しない。

また、本件処分は、審査請求人の条例第5条の公開請求権を侵害していない。

第5 審査会の判断

1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

2 本件行政文書について

総合評価方式による一般競争入札においては、当該契約がその性質又は目的から価格のみによって落札者を決定しがたい契約について、価格その他性能・機能や技術力等の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするができる。本件工事では、入札時に技術提案書の提出を求め、各法人の提案内容等を総合評価方式により評価することにより落札者を決定している。

本件行政文書は、本件工事の入札に際し、各法人が提出した技術提案書に係る評価結果である。各法人の総合得点と項目ごとの内訳得点をはじめ、提案内容、評価の考え方、評価及び評価基準が明記されている。

3 非公開情報該当性について

条例第7条第2号は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の正当な利益を害することを防止する観点から、その事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持するため、公にすることにより当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を非公開とすることとした上で、それらに該当する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、公開することを定めたものであると解される。

この基本的な考え方に基づき、本件行政文書の本号該当性について、以下検討

する。

(1) 各法人の提案内容について

実施機関は、技術提案書に記載されている各法人の提案内容は、事業者ごとに大きく異なっており、それらは、技術的・経営的ノウハウ等を結集して作成しているものと認められ、独自の知的財産に当たるものであると主張する。

当審査会が見分したところ、各法人の提案内容には事業者独自の創意工夫や工事施工上の詳細なノウハウが記載されていることが認められる。また、公共工事の品質確保の促進に関する法律第9条第1項に基づく基本方針においても、提案内容が他社に知られることのないよう留意することの必要性が示されていることや、香川県土木部が発行する「総合評価方式（工事）の手引」においても、技術提案に関する秘密の保持について規定されていることが認められる。

よって、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号本文に規定する非公開情報に該当する。また、これらが同号ただし書に該当する事由は認められない。

(2) 評価の考え方について

評価の考え方欄は、「各法人による技術提案部分」とそれに対する「総合評価委員会による評価に関する部分」で構成されている。

当審査会が見分したところ、「各法人による技術提案部分」については、事業者独自の創意工夫や工事施工上の詳細なノウハウが記載されていることから、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号本文に規定する非公開情報に該当する。また、これらが同号ただし書に該当する事由は認められない。

(3) 実施機関が公開することとした部分

評価点内訳、評価基準、評価及び評価の考え方のうち「総合評価委員会による評価に関する部分」について、第4の2のとおり実施機関はこれを公開することとしているので、当審査会では判断しないものとする。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

(略)

別表

公開しない部分	公開しない理由
各法人の提案内容	各法人独自の知的財産であり、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第7条第2号本文該当）
評価点内訳、評価基準、評価の考え方及び評価	提案内容の不採用が公にされることにより、当該提案内容に対する評価のみにとどまらず、当該法人全体に対する評価等に影響を与えるおそれがあり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第7条第2号本文該当）